

一時的保育を実施しています

一時的保育は、保護者の労働、病気などにより、子どもの家庭での保育が一時的に困難となる場合に行う保育です。利用できるのは、生後57日から小学校に入学するまでの、保育園に入っていない子どもです。

一時的保育を利用できる場合、日数は、次のとおりです。

一時的保育を利用できる場合	利用できる日数
保護者の労働、職業訓練、就学などにより、家庭における保育が断続的に困難となる場合	原則として週3日、月14日以内
保護者の傷病、災害、事故、出産のため、緊急・一時的家庭での保育が困難となる場合	原則として月14日以内

申し込み方法：

保育を必要とする月の前月の1日の午前9時(1日が土曜日の場合は翌月曜日)から5日までの間に電話にて仮の受付をします。仮受付の後、保育園で調整を、改めて決定内容のご連絡を致します。緊急の場合は例外として対応いたします。

※必ずしも先着順ではありません。

保育時間は、平日：午前8時30分から午後4時まで、土曜日：午前8時30分から正午まで

利用料(日額)表

3歳未満児	3歳児	4歳以上児
2,500円	1,300円	1,100円
生活保護世帯及び前年度市民税非課税世帯の母子世帯・父子世帯・在宅障害児(者)がいる世帯に属する児童については0円		

備考

- 1 利用料は月額によって決定します。上表の日額にその月の利用日数をかけて算出します。
- 2 この表の「3歳」及び「4歳」とは、児童が事業の利用をした日の年度の4月1日現在の年齢で適用します。
- 3 午後4時から最長午後6時までの間において、利用時間を延長して事業を利用(以下「時間外利用」という。)した場合の利用料の額は、備考第1の規定により決定した額に、時間外利用した日数に日額80円を掛けた額を加算した額とします。
- 4 利用登録は一時的保育の実施保育園で受付けております。

実施保育園

牛久保保育園(86-3247)、御油保育園(87-2068)、金沢保育園(93-4624)
 長沢保育園(88-3482)、御津西部保育園(75-5710)、諏訪保育園(86-4813)
 八幡保育園(84-8626)、豊川保育園(86-0221)、光輝保育園(85-1312)
 ひかり保育園(84-3599)、恵の実保育園(65-9803)、小坂井北保育園(72-4921)

詳しいことは市役所子ども課(89-2274)へお問い合わせください。